

原議保存期間10年
(平成38年3月31日まで)

警察庁丙交企発第64号
平成27年4月8日
警察庁交通局長

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

モデル処分基準の策定について（通知）

自転車運転者講習制度の導入等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）の一部の施行に伴い、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく処分基準のモデルについて、別添のとおり策定し、本年6月1日から処分基準のモデルとすることとしたので通知する。